

市内企業人材確保推進事業業務委託公募型プロポーザル募集要項

1 実施業務の目的

新卒者の地元就業者の減少、若年層の流出により懸念される労働力不足による地域経済の衰退を防ぐため、市内事業者等との連携により、市内企業の魅力向上及び魅力発信を行い、若年層を対象に UI ターンによる市内企業への就職を促進する。

2 実施業務の概要

(1) 名称

市内企業人材確保推進事業

(2) 履行場所

岩手県遠野市内及び東京都内

(3) 業務内容

市内企業人材確保推進事業業務委託仕様書のとおり

(4) 履行期間

委託契約締結の日から令和7年3月14日（金）まで

(5) 予算上限額

総額 12,190 千円（消費税及び地方消費税を含む。）

業務内容ごとの内訳（消費税及び地方消費税を含む。）

市内企業人材確保推進事業業務委託仕様書7（1）オープンファクトリー遠野しごと展の開催及び（2）出張遠野展の開催 9,190 千円

市内企業人材確保推進事業業務委託仕様書7（3）デジタル技術を活用した遠野の魅力発信 3,000 千円（消費税及び地方消費税を含む。）

(6) 留意事項

本業務は令和6年度遠野市一般会計予算成立を前提として「市内企業人材確保推進事業」の委託先を公募型プロポーザルにより募集する。そのため、令和6年度遠野市一般会計予算の成立及びデジタル田園都市国家構想交付金（内閣府）の活用を前提としているものであり、令和6年3月遠野市議会定例会において令和6年度遠野市一般会計予算の承認が得られない場合又はデジタル田園都市国家構想交付金の活用ができない場合は、本業務の中止又は業務内容及び予算上限額を変更する場合がある。

3 公募型プロポーザル方式を採用する理由

本業務は事業内容が多岐に渡る為、その実施にあたっては創意工夫が必要となり、遠野市プロポーザル方式等実施事務取扱要綱第3条第1項に規定する創造性を求められる業務であって価格のみの競争になじまない業務に該当する。

よって、広く提案者を募り事業の目的達成のために効果的・効率的な実施内容を選択することができる公募型プロポーザル方式を採用する。

4 スケジュール

期日	項目	備考
令和6年2月14日(水)	募集要項の公告	
令和6年2月14日(水) ~令和6年2月28日(水)	募集要項の配布期間	
令和6年2月14日(水) ~令和6年2月28日(水)	参加表明の受付期間	持参又は郵送(期限当日必着)
令和6年3月12日(火)	参加表明者の参加資格審査 提案者の決定 提案書提出依頼通知	電子メールにより通知
令和6年3月25日(月)	質疑受付期限	電子メールにより受付
令和6年3月29日(金)	質疑への最終回答	市ホームページに掲載
令和6年3月12日(火) ~令和6年4月9日(火)	提案書の提出受付期間	持参又は郵送(期限当日必着)
令和6年4月17日(水)	プロポーザル審査委員会による契約予定者の選定	遠野市役所本庁舎
令和6年5月7日(火)	選定委員会による契約予定者の決定	
令和6年5月9日(木)	審査結果通知	電子メールにより通知
審査結果通知受理後	契約内容の詳細協議	
令和6年5月中旬頃	業務委託契約	

5 参加資格

本公募型プロポーザルに参加できる者(複数の者が共同で参加しようとする場合にあつては、それぞれの者)は次に掲げる要件をすべて満たしている者とする。

なお、複数の者による共同提案も認めるが、その場合はそれぞれの者が次に掲げる要件をすべて満たす者とし、代表者を定めた上で参加するものとする。

(1) 参加資格の要件

ア 日本国内に本社、支社、営業所又はこれらに類する事業拠点を有し、本業務の実施について必要に応じて本市に訪問可能なこと。

イ 地方自治法施行令(昭和22年政令16号)第167条の4第1項及び第2項の規定に該当しない者であること。

ウ 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続き開始の申立てがある者、民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続き開始の申立てがある者その他経営状況が著しく不健全であると認められる者で

ないこと。

エ 直近の市区町村及び都道府県、国が賦課徴収すべき税、法人税又は申告所得税、消費税及び地方消費税を滞納している者でないこと。

オ 事業者の代表者、役員（執行役員を含む。）又は支店若しくは営業所を代表する者等、その経営に関与する者が、遠野市暴力団排除条例（平成24年遠野市条例第29号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者でないこと。

カ 参加資格確認申請書類の提出の日から契約予定者を選定するまでの期間に、遠野市から遠野市市営建設工事に係る指名停止等措置要領（平成21年3月17日遠野市告示第33号）第3条第1号に規定する指名停止措置を受けている者でないこと。

キ 単独でプロポーザルを行う参加者は、共同提案の構成員となることはできない。

6 募集要項の周知

(1) 募集要項配布及び閲覧期間

令和6年2月14日（水）から令和6年2月28日（水）まで

(2) 配付及び閲覧方法

遠野市公式ホームページに掲載する。

7 参加表明

プロポーザルに参加しようとする者が提出する書類は、次のとおりとする。

なお、遠野市の物品及び業務委託等入札参加資格者名簿に登録のあるものは、(2)の書類の提出は不要とする。

(1) 参加表明書（様式第1号） 1部

(2) 提案資格を有していることを証明する書類 各1部

ア 法人登記簿の謄本（法人の場合のみ）

イ 定款又は寄付行為等（法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類。）

ウ 直近の市区町村及び都道府県、国が賦課徴収すべき税、法人税又は申告所得税、消費税及び地方消費税の滞納がないことの証明書（申込日前3か月以内に発行されたものに限る。）

エ 財務関係書類（貸借対照表及び損益計算書）直近2か年分 各1部

オ 印鑑証明書

カ 暴力団、暴力団員又はこれらの者と密接な関係を有する者に該当しないことの誓約書（様式第2号）

(3) 会社概要（様式第3号） 5部

(4) 過去5年以内の業務実績（任意様式） 5部

(5) 提出方法

持参又は郵送（配達記録、書留郵便）とする。

持参の場合は、土日・祝日を除き午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとする。

(6) 提出期限

令和 6 年 2 月 28 日 (水)

(7) 提案者の決定

参加申込書の提出があった者について、遠野市市内企業人材確保推進事業公募型プロポーザル方式審査委員会設置要綱により設置された審査委員会(以下「審査委員会」という。)」が参加資格の有無について審査及び選考を行い、遠野市市営建設工事等契約予定者選定委員会において決定された提案者に対し、提案書の提出を求める。

8 質疑事項

- (1) プロポーザルに関する質疑がある場合は、質疑書(様式第 4 号)を令和 6 年 3 月 25 日(月)までに市商工労働課あての電子メールに送信すること。

なお、口頭及び質疑書によらない質問は受付しない。

- (2) 質疑に対する回答は、令和 6 年 3 月 29 日(金)までに遠野市ホームページに掲載し、公表する。

ただし、審査に影響しない軽微な質問や単なる事業概要に関する質問等については、質問者のみに回答する。

9 提案書の提出

提案者として決定された者は以下の書類を提出する。

- (1) 提案書(任意様式) 6 部

別紙「業務仕様書」に掲げる業務内容に関して、次のアからカまでに掲げる事項及び「12 審査項目」を満たす内容を記載する。

提案書は、A4 サイズとし表紙及び目次を除き 40 頁(両面印刷の場合は 20 枚)以内とする。

ア 業務仕様書 7 (1) (2) のそれぞれの提案におけるコンセプトについて提案者の考えを示すこと

イ 具体的な提案内容を業務仕様書に掲げる事業内容ごとに記載すること

ウ 作業及び事業実施スケジュール

エ 業務実施体制

オ 再委託の有無 再委託がある場合には再委託を行う業務内容を記載すること。

- (2) 参考見積書(様式第 5 号) 5 部

実施に要する経費の内訳(項目、数量、単価、金額、税等)を業務仕様書に掲げる事業内容毎に分けて記載すること。

- (3) 提出する提案は各者 1 案までとする。提案書提出後の追加、修正を行うことはできない。

(4) 提出方法

ア 持参又は郵送（配達記録、書留郵便）とする。

イ 持参の場合は、土日・祝日を除き午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとする。

(5) 提出期限 令和 6 年 4 月 9 日（火）午後 5 時 15 分

10 提案説明（プレゼンテーション）

(1) 開催日

令和 6 年 4 月 17 日（水）

(2) 会場及び時間

提案書の提出を求める通知への記載により通知する。

(3) その他

ア 提案説明は、提案者からの提案書提出の受付順に行う。

イ 提案説明の時間は 20 分、質疑応答は 10 分間とする。

ウ 提案説明は説明者を入れて 3 名以内で行う。

エ 提案書にない追加提案や追加資料の配布は認めない。

オ 提案説明に必要なノートパソコン等は提案者が準備するものとし、プロジェクター(HDMI ケーブル)及びスクリーンは遠野市が準備する。

カ 遅刻又は欠席の場合は、参加を辞退したものとみなす。

11 審査

(1) 審査方法

ア 審査委員会において提案説明を審査する。

イ 審査項目及び配点は「12 審査項目」のとおりとする。

ウ 参加した全ての提案者の提案説明終了後、評価点の集計結果により評価が高い者を契約予定者として選考する。

エ 審査委員会で選考した契約予定者は、遠野市市営建設工事契約予定者選定委員会において契約予定者として決定する。

(2) 審査結果

ア 審査結果は、参加した全ての提案者に対し文書により通知する。

イ 審査の経過に関する質問には一切回答しない。

12 審査項目

審査項目は、次のとおりとする。

審査項目	審査内容	配点
全体の評価	事業の目的を理解した提案内容となっているか。	5
計画性	事業のスケジュールが妥当か。	5

オープンファクトリー	開催時期や場所等の具体的な開催概要が提案されているか。 参加企業の認知度向上及び就職者確保が期待できる内容となっているか。	15
参加企業向け研修会	企業が自ら自社の魅力を発信できる方法を学ぶことができる内容となっているか。 企業の将来を担う人材育成の場になる研修内容となっているか。	10
広報	効果的・効率的な広報内容となっているか。	10
出張遠野展の開催	具体的な事業内容が提案されているか。 遠野の魅力を伝える内容となっているか。	15
デジタル技術を活用した遠野の魅力発信	実施媒体の選定理由や実施回数、実施効果等の具体的な内容が提案されているか。 多くの閲覧者を獲得するための内容となっているか。	15
業務遂行能力	提案内容を確実に履行できる実施体制であるか。 過去に類似の事業を実施した実績があるか、または、実績はないが、団体としての活動状況や組織構成等から十分な業務遂行能力があると判断できるか。	10
積算内訳	事業単価経費が妥当であり、企画提案内容と整合がとれているか。	5
独自提案・追加提案	仕様書に具体的記載のない事項で、独自の提案・工夫がなされているか。	10
合計		100

13 契約

- (1) 契約予定者を相手方として本市は事業内容を協議する。
- (2) 契約予定者との事業内容の調整が不調となった場合又は契約予定者が地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項若しくは第 2 項の規定に該当することとなった場合は、その者との契約は行わない。この場合において、次点の者と事業内容について協議を行うものとする。
- (3) 協議の結果を基に、業務委託契約を行う。

14 留意事項

- (1) 提出書類の作成、提出、提案説明等に要する費用の一切は、提案者の負担とする。

- (2) 提出書類は、審査に必要な範囲において無償で複製することができるものとし、提案者に返却しない。
- (3) 審査委員会は、非公開とする。ただし、提出書類について遠野市情報公開条例（平成 17 年遠野市条例第 20 号）第 5 条の規定による開示請求があったときは、その内容の全部又は一部を公開する。
- (4) プロポーザルの参加辞退は、書面（任意様式）による申し出とする。

15 提出先及び問い合わせ先

遠野市産業部商工労働課

住所 〒028-0592 岩手県遠野市中央通り 9 番 1 号 遠野市役所本庁舎 1 階

電話 0198-62-2111（代表） FAX 0198-63-1124

電子メールアドレス shokou@city.tono.iwate.jp